

## 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

### 震災につけ込んだ便乗商法に注意！

●地震などの災害が起こると、混乱や被災者を支援したいという気持ちにつけ込んだ便乗商法と疑われる事例が起こることがあります。直接の被災地でなくてもトラブルが広がる可能性がありますので、注意してください。

<事例1>突然訪問してきた工業者に「お宅の屋根が危ないので、すぐに工事が必要だ」と言われ、契約してしまった。

<事例2>市役所を名乗り、「義援金を集めている」と訪問してきた。

#### 【トラブルに遭わないためのポイント】

- ・住宅修理等の勧誘をされてもその場ですぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取ったり、まずは、家族や周囲の方に相談しましょう！  
訪問販売には、条件によりクーリング・オフができる場合があります。
- ・市役所などの公的機関が、電話や訪問等で義援金を求めることはありませんので、注意しましょう！

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

#### ～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777  
(消費者ホットライン 188)

#### 【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課  
消費生活センター  
〒380-0835  
長野市大字南長野新田町 1485-1  
長野市もんぜんぷら座 4階  
電話 026-224-5777  
FAX 026-223-1818